慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	朝鮮金融組合政策と朝鮮農村社会：「満州国」における合作社政策と比較して
Sub Title	The Japanese policies toward Korean Agricultural Financial Cooperation and Farm Community : a study in comparison with Manchurian Case
Author	片桐, 裕子(Katagiri, Yuko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1987
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.60, No.3 (1987. 3) ,p.38- 70
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19870328-0038

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法学研究60巻3号（'87：3）

朝鮮金融組合政策と朝鮮農村社会

――「満洲国」における合作社政策と比較して――

片桐裕子

一、問題の所在
二、初期金融組合と朝鮮農村
三、農村組織化政策の進展
四、経済統制下の金融組合
五、朝鮮社会の対応
六、結　語

一、問題の所在

本稿で扱うのは、戦前、朝鮮において日本が行った金融組合政策である。金融組合は、日韓併合以前の一九〇七年に地方金融組合として発足しており、日本が朝鮮農村に対してとった最も大規模で最も長期にわたる農村政策であった。金融組合政策については、すでに多数の研究成果[1]が発表されており、その政策の変遷や性格について論じられて

いる。本稿は、こうした研究をふまえつつ、金融組合政策が日本の支配と朝鮮農村社会との接点であったことに着眼し、日本の政策と在来社会の対応という観点から植民地下の朝鮮の特色を明らかにしようとするものである。

一般に朝鮮においては、戦前日本が事実上植民地化した他の地域と比較して、日本の植民地支配が最も強固に遂行されたとされる。特に農村政策は、朝鮮の場合、台湾などと比較してはるかに強固に農村社会の末端にまで支配が貫徹したことが指摘されている。(2) しかし、実際、日本の支配下にあった諸地域の具体的事例についてこのような相違をとりあげ、その特色を明らかにし、さらに相違の原因について分析している研究はほとんどないといってよい。

筆者はすでに「満洲」(以後括弧を略す)について、「満洲国」(以後括弧を略す)の合作社政策をとりあげ、日本の政策と在来中国社会の対応という観点から日本の支配が中国農村社会の末端まで掌握し得なかった事実を分析した。(3) そこで本稿では、満洲国合作社政策のモデルであった朝鮮金融組合政策とそれに対する朝鮮農村社会の対応について、合作社政策と比較し、その相違点と相違の原因について考察してゆきたい。朝鮮金融組合の歴史は一九〇七年から一九四五年に亙るが、本稿では満洲国合作社と対比させるため、分析の力点を一九三〇年代以降に置く。また、金融組合の機構や政策の変遷については、すでに発表された研究成果が扱っているため、その詳細を述べることは避け、本稿では右の課題に関連し特に金融組合による朝鮮農村の組織化の特色という点を中心として論ずることになろう。

(1) 最近の成果には、主として一九二〇年代の金融組合の性格について論じた波形昭一『朝鮮における金融組合の展開と機能』(国連大学人間と社会の開発プログラム研究報告、一九八一年)、波形昭一「朝鮮金融組合の構造と展開」(『金融経済』第一七〇号、一九七八年六月)、一九三〇年代から四〇年代にかけての金融組合を分析した秋定嘉和「朝鮮金融組合の機能と構造」(朝鮮史研究会編『朝鮮と帝国主義』〈朝鮮史研究会論文集・5〉、極東書店、一九六八年十一月)がある。この他、金斗宗「植民地朝鮮における一九二〇年代の農業金融について」(東京大学『経済学研究』第五号、一九六五年七月)、高承済『植民地金融政策の史的分析』(御茶の水書房、一九七二年)、林炳潤『植民地における商業的農業の展開』(東京大学出版会、一九七一年)などが、金融組合についてふれている。韓国語のものでは、金森襄作「日帝下朝鮮金融組合과 그 農村経済에 미친

影響」（高麗大學校『史叢』第十五・十六号、一九七一年十一月）、朴福來編『韓國農業金融史』（農業協同組合中央會、一九六三年）などがある。他にも、朴東奎『農業金融』（日新社、一九六五年）、高承濟『韓國村落社會史研究』（一志社、一九七七年）など金融組合についてふれているものも多く、また戦前には日本でも韓国でも、多数の研究業績が出されている。

(2) 橋谷弘「両大戦間期の日本帝国主義と朝鮮経済」（朝鮮史研究会編『植民地下民衆の生活と闘い』〈朝鮮史研究会論文集・20〉、緑蔭書房、一九八三年三月）は米と綿製品の生産・流通構造に着目して、台湾と比較しつつ、日本が朝鮮において経済支配を浸透させ朝鮮経済の「植民地的従属構造」が深められたことを論じた。また、村上勝彦「日本資本主義と植民地」（社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望—社会経済史学会創立50周年記念—』、有斐閣、一九八四年）は、七〇年代半ば以降の研究業績のサーベイを行い、台湾・満洲に比べ、朝鮮では強力な植民地的再編成が遂行されたことを認め、そのような相違が何に基づくものであるか分析する必要があることを提起している。

(3) 拙稿「満州国の農村金融政策と中国農民の対応—合作社・信用事業を中心として—」（慶應義塾大学『法学研究』第五五巻第四号、一九八二年四月）、拙稿「『満州国』の合作社政策—農産物流通機構からみた農民動員の破綻—」（アジア経済研究所『アジア経済』第二四巻第一号、一九八三年一月）。

二、初期金融組合と朝鮮農村

1、日韓併合と金融組合の設立

一九〇四年八月の第一次日韓協約により韓国政府財政顧問として就任した目賀田種太郎は、税制改革や貨幣整理とともに金融機関の拡充をはかった。その一環として、窮乏にあえぐ農民の救済を目的として、小農に農業金融を融通する地方金融組合の設置が考え出されたのである。

当時の朝鮮社会は、人口の約八割が農民であり、かつその農民の九九%までが朝鮮人であった。[1] 朝鮮農村では、収穫物である米や麦を担保として地主や高利貸しが高利で資金を融通することが行われており、「窮乏の状言語に絶」[2]

するという状況であったという。元来、朝鮮には、金融融通の方法として古くから伝えられる「契」[3]という一種の相互扶助の慣習が存在していた。しかし、このような金融融通のための契は、日本人の眼から見ると、投機的色彩が濃くかえって資金の蓄積をそこなうという弊害がめだち、農村金融面からの農民の救済は、「焦眉の問題」[4]とされたのである。

こうした状況に対し、一九〇六年の段階で、韓国政府は目賀田財政顧問の提言により、農工銀行の設立を企図していた。しかし目賀田は、両班と称する地主のもとで、虐げられ重税と高利の借金に喘えいでいる多くの農民にとって、農工銀行の設立のみでは何ら救済の手だてとはならないと判断し、小農民を対象とする互助的金融機関の設立を考案した。目賀田は、この年初代の韓国統監として就任した伊藤博文の賛同を得ると、金融組合の設置要項を韓国政府に提出した。[5]こうして、「欧州に行はるるライファイゼン式農村金庫並びにシェルチェ式庶民銀行制度に範を採り、一面朝鮮在来の制度習慣等を参酌して」[6]一九〇七年五月、地方金融組合が発足した。このようにして設立された地方金融組合は、農業資金の貸付を始め、穀類の倉庫保管、種苗、肥料、農具等の分配または貸与、生産物の委託販売を業務としていた。この限りでは、金融組合は荒廃した前近代的朝鮮農村社会の救済のために投じられた新たな金融機関という性格が見られる。

しかし、言うまでもなく、金融組合が日韓併合の過程で生みだされていったことは植民地政策としての金融組合の性格を方向づけるものとなった。目賀田が財政顧問として着任する直前、日本では「対韓施政綱領」が決定され、天皇の決裁を経ている。そこでは、韓国の農業について次のような観点から拓殖を図ることが提言されていた。

「由來韓國ハ農業國ニシテ専ラ食糧及原料品ヲ我國ニ供給シ我邦ヨリハ工藝品ヲ彼レニ供給シ來レリ思フニ今後ト雖モ兩國ノ經濟的關係ハ此原則ノ上ニ發達セサルヘカラス」[7]

また、財政顧問は、「少ナクトモ現今ヨリ以上財政ノ紊亂ニ至ルヲ防キ追テ徴税法ノ改良貨幣制度ノ改革等ニ着手

シ遂ニ韓國財務ノ實權ヲ我掌中ニ收ムル」[8]という任務を担わされていたのである。このような高度の政治的要請に応えるためには、朝鮮農村に日本の手で多少なりとも近代的な体系を備えた農村政策を導入し、荒廃した農村を建て直し、同時に末端に至るまで地方農村を掌握してゆくことが、当面の急務となった。換言すれば、金融組合は、日本が韓国において主導権を奪おうとしていた第一次日韓協約以降日韓併合に至るまでの時期に、そのための中心的政策であった徴税制度と幣制制度の改革を円滑に進めるための基盤を形成すべき朝鮮農村社会の組織化という重要課題を担って設立されたのである。[9]

2、初期金融組合の性格

一九〇七年、地方金融組合規則の発布により金融組合が発足したが、一九一四年には地方金融組合令が制定され組合としての機構が整えられた。これ以降一九三〇年代に入るまでに数回に及ぶ組合令の改正が行われている。ここでは、そのような機構の変遷について時系列的に追うことはやめ、金融組合による朝鮮農村の組織化を考察する場合特に重要と思われる監督権、組合加入資格、組合設立区域につき考察してゆく。

監督権

朝鮮金融組合の特徴のひとつは、設立時から一貫して韓国政府（日韓併合後は朝鮮総督府）の行政管理の一環として運営され、政府による手厚い保護監督下にあったことである。たとえば経費について、当初金融組合は一律に基本金として設立時に一組合一万円の無利子下付金を受け、また、理事の俸給の一部を受けることができた。金融組合の数の増大にともない、次第に組合資金源の政府下付金からの独立が図られるようになり、一九一八年以降は各組合の事情によって一組合二千円から一万円の基本金と三年間の経費補助を受けることにするなどの調整がなされた。[10]とはいえ、基本的には異例なほど大きな上からの保護が与えられた「純政府下部機関」[11]であったといえよう。

その反面、金融組合には中央の行政上の監督統制が厳しく加えられることになった。法律的には、金融組合の行政上の監督権は朝鮮総督ならびに道知事に委ねられていた。朝鮮総督は、組合設立の許否、組合の解散・合併の認可、借入金や定款変更の認可、区域及び事務所所在地の変更を命ずること、地方金融の調節上必要な業務を営ませる命令などを行う権限をもち、道知事には組合長の選任の認可、金銭出納時間変更及び臨時休業の認可などの業務上の諸事にわたる認可監督権が与えられていた。また、朝鮮総督と道知事は、いつでも金融組合に業務及び財産の状況を報告させ、これを検査することができた。その結果必要と認めれば、組合の総会、評議員会の決議を取り消し、組合長・監事または評議員の改選を命じたり、組合業務を停止することもできたのである。さらに、各組合の実際の業務を執行する理事は、完全な官選により選ばれ、朝鮮総督が任命した。[12] 一九一八年以降新たに都市部に設立されることになった都市金融組合においては、理事を組合員中から総会で選出する民選方式がとられたが、金融組合の大部分を占める農村の金融組合については、一貫して理事官選方式がとられ、しかも、この理事にはおおかた日本人がついたのである。[13]

政府は、金融組合に対しこのような助成・監督を行ったのみならず、政府が遂行する植民地政策の一端を担わせた。たとえば、貨幣整理事業は、地方農村までにはなかなか徹底しなかったが、政府は金融組合に新補助貨幣整理基金を交付して、組合貸付金の支払、回収、その他の方法で旧貨幣の引き上げと新補助貨幣の散布を行わせ、かなりの成果をあげた。また、新租税制度を設けた政府は、農村においては金融組合にも納税の宣伝をさせた。さらに、政府は、一組合または数組合を連合して、農業技術員を置き、農事の指導奨励に関する事業を行わせた。こうして、金融組合の政府機関化がすすめられた。[14]

金融組合は次第にその上部機関が整えられ、これによって上からの指導・監督が一段と強化され、中央へ統合されるようになった。すでに一九〇九年に組合理事の相互の親睦と知識の交換を図る「金融組合理事倶楽部」ができてお

り、一九一四年地方金融組合令が公布されると、各金融組合の連絡と便宜をはかる「地方金融組合会」が設立されることになった。[15] とりわけ、指導・監督の強化という面で重要と思われるのは、一九一八年の各道連合会の成立である。これは、同年十一月に各道一斉に設立されたもので、当該道内の金融組合ならびに朝鮮総督の指定する産業に関する法人（漁業組合、産業組合）を会員としている。その主要業務は、①所属組合に必要な資金を貸し付けること、②所属組合からの預り金をなすこと、③所属組合に対し業務上の指導監督をなすこと、④所属組合相互間の連絡及び業務上の便宜を図ることであった。管理機関として理事長一名、理事一名以上、監事二名以上を置き、朝鮮総督が理事長、理事を任免することとされた。[16]

各道連合会の成立によって、金融組合の数の増加にともない困難をきわめていた中央の金融組合に対する指導監督機能は大幅に強化された。一九一九年には、地方金融組合会が各銀行・金融機関を網羅する連合機関である「朝鮮経済協会」に改編された。これはさらに一九二八年に「朝鮮金融組合協会」に改組される。他に各道連合会と朝鮮殖産銀行との資金関係を強化するため一九二九年に同行内に金融組合中央金庫課が設けられた。これらの機関は一九三三年に合併され、全朝鮮の金融組合の中央統制機関として朝鮮金融組合連合会が設立された。このようなかたちで、金融組合とその上部機関の設立を通じて段階的に朝鮮農村を中央へ統合してゆくことがすすめられていったのである。

組合加入資格

金融組合は、設立当初、地方の地主名望家を組合長や評議員に就任させることで朝鮮農村へ入っていった。[17] その一方、徐々に組合加入資格を拡張することにより農村への浸透が図られた。

地方金融組合規則には、「地方金融組合ハ一群又ハ数群内ニ住所ヲ有シ営業ヲ営ム者ヲ以テ組織ス」[18] とあるだけで、設立当初の加入資格の規準はかなり大まかなものであった。同じ時期に提出された「地方金融組合ニ關スル細條説明」には、「組合員の資格」として、①設立の主旨が農民の経済状態を救済することにあるのだから組合は「可成小

農即チ小作人」を組織する方針をとるべきであること、②地主は農業に関係ない者が多いのでなるべく加入を避けること、③「小商人」または「小工者」でも適当と認めれば加入させること、④素行が悪く組合の信用を損なうと思われるものや組合員としての義務を履行するにたえざる者は加入させないことが示されていた。[19]

しかし組合員としての具体的な資格が明確にされるのは、一九一四年の地方金融組合令の公布からである。ここでは、組合員は「其ノ業務區域内ニ於イテ一年以上引續キ住所ヲ有スルモノニシテ農業ニ從事シ獨立ノ生計ヲ營ムモノニ限ル」[20]とされ、組合員は出費一口（十円）以上をしなければならないという有限責任出資の義務が課せられるようになった。また、日韓併合条約の調印をみたことから、組合加入資格が日本人農民にも適用されることになった。

組合加入資格は、一九一八年の第一次金融組合令改正に際し、大幅に緩和される。ここで、農民のみならず小商工業者にまでも加入資格が拡張され「組合ノ區域内ニ於テ住所ヲ有スルモノ」は加入が認められることになった。これにともない、従来農業上必要なものに限られていた貸付金の用途の条件も緩和され、組合員の経済発達に必要な資金であれば貸付られることになり、その貸付限度も拡大された。[21]

こうした組合員資格の拡大と並行して、金融組合は、非組合員の預金も受け入れるようになった。これは一九一四年の地方金融組合令発布時に、設立後一定の年月を経て諸積立金が四千円を越える組合に認められ、その翌年からはすべての金融組合が取扱を許可されるようになった。この時点では預り金は一人につき総額五百円が限度とされていたが、一九一八年の金融組合令改正以後は、一人につき総額千円迄と拡張され、かつ、一組合の預り金の総額がその組合の出資総額、欠損補塡準備金、政府が貸し付けた基本金の合計額を越えてはならないとされた。この非組合員の預金制度は、一九二二年にはさらに拡張され、組合の預金業務はこれによって著しく発展していった。[22]このように、組合加入資格を拡張させ組合員を増やすことと、非組合員の預金業務を発展させることで、金融組合は朝鮮農村へと次第に入っていった。

設立区域

組合の設立区域を考察することも、金融組合が在来農村社会をどのように統合しようとしたかを考える際、重要な材料となる。

一九〇七年設立当時の「地方金融組合ニ關スル細條説明」は、組合の設立区域を次のように指示している。

「組合ノ區域ハ土地ノ状況ニ依リ必スシモ廣狭ノ一様ナラサルヘシ、要スルニ地勢慣習（例ヘハ苗代又ハ用水ヲ共同ニ使用スルノ慣習アルカ如キ）交通機關ノ完否及組合業務執行ノ便否（例ヘハ種苗、肥料ノ分配）等ヲ斟酌シ適當ニ其ノ區域ヲ決定スヘキコト」[23]

またこの二年後には、設立区域は一群または二群とし、「行政區畫ヲ標準トセス シテ經濟交通ヲ基礎トスルコト」[24]と通達された。金融組合設立当初は、組合の数が少なかったため郡のようなかなり広範囲にわたる区域に設立することが想定されていたが、行政区域よりも在来の経済慣習を考慮して区域を決定することと指導されている。このような方針も、その後の金融組合の数の増加にともなって、設立区域は次第に細分化され、金融組合に対する上からの監督がやり易いように行政区域に従って設立を行う方向にむいていった。一九一六年には、金融組合の業務区域は「最小行政區畫タル面」を単位とすべしと通達された。しかし、一様に面を単位とすると、場所によっては、組合とその担当地区の経済関係が全くないという例も出てきたため、行政村である面の下の自然村＝洞・里を単位として組合を設立すべきであるという声が強まってきた。そこで、一九二三年に、財務局長から各道知事にあてて、一般には面を単位とするが、これではうまくゆかない場合は、交通や在来の経済関係を考慮して面を分割し里単位で設立することと通達された。[25]

このような金融組合の方針は、特に満洲国合作社と比較する場合興味深い。朝鮮金融組合をモデルとして一九三四年に発足した満洲国の金融合作社は、一県一合作社として急速に設立普及が図られる。[26]また、それ以降に設立された

農事合作社も、金融・農事両合作社を統合して設立された興農合作社も、設立単位は県という大区域主義がとられ、行経一致を原則とした上からの政治力による組織化が試みられた。[27] すなわち、この点は朝鮮の金融組合の方が、画一的な行経一致原則にとらわれず、在来社会の経済慣習を加味し利用するという柔軟な対応をとっていたといえよう。

以上、設立から一九二〇年代に至る金融組合の性格を、監督権、組合加入資格、設立区域の三つの側面から検討した。金融組合には政府によって手厚い保護と指導監督が加えられた。一方、末端の農村では在来の経済慣習を考慮しつつ農村を組織化する方針がとられた。このような方針で金融組合は、徐々に農村内へ浸透する基盤を固めてゆくとともに、朝鮮の農村が末端まで中央へ統制されてゆくことになったのである。

(1) このような人口構成は基本的には一九三〇年代まで続いている。

(2) 朝鮮金融組合聯合會『朝鮮金融組合の概況』(一九三三年)、二頁。

(3) 契員間の相互扶助を主要な機能とする朝鮮の慣習。殖利を目的とするものの他、公益、共済、産業の振興、娯楽など多様な目的の契があり社会生活全般に亙って機能していた。契については、数多くの研究があるがここではとりあえず崔在錫『韓國農村社會研究』(一志社、一九七五年)、三二五—三三五頁(伊藤亜人・嶋陸奥彦訳『韓国農村社会研究』、学生社、一九七九年、二八六—二九五頁)を参照のこと。植民地時代のものでは、『朝鮮の契』(朝鮮總督府、一九二六年)、『農山漁村に於ける契』、(朝鮮總督府、一九三六年)などがある。

(4) 前掲・『朝鮮金融組合の概況』、二頁。

(5) 秋田豊編『朝鮮金融組合史』(一九二九年)、七一—七六頁。

(6) 前掲・『朝鮮金融組合の概況』、二頁。

(7) 「対韓施政綱領決定の件」(一九〇四年)(外務省編『日本外交年表竝主要文書・上』、原書房、一九六五年)、二二七頁。

(8) 同前、二二六頁。

(9) この点について、波形昭一・前掲書は、「地方農村を金融面から組合組織化することによって徴税・貨幣整理の徹底、さらにこれと一体的関連において、義兵運動の物質的基盤=温床たる地方農村を懐柔・統合しようというのが、その主要なねらいであった。」(十一頁)としている。

(10) 金融組合に対する政府の経費補助の具体的数値については、秋田豊・前掲書、一六五―一七〇頁を参照のこと。
(11) 金森襄作・前掲論文、三七八頁。
(12) 「地方金融組合令」〈一九一四年〉、（秋田豊・前掲書所収）、四五七―四六三頁、秋田豊・同前書、一七〇―一七四頁。
(13) 一九三〇年代に入ってから金融組合の理事になった清水福民氏の話によると、金融組合の大半は理事のみ日本人であとは副理事以下全部朝鮮人であったという。当時はこの理事の内、およそ七割が日本人、三割が朝鮮人という状況であった。時がたつにつれ、戦争の激化のために日本人が減り、戦時中はこの割合は半々くらいになった。また、朝鮮人の場合は副理事になるのに十―十五年くらいかかるのに対し、日本人は大学卒業後すぐに理事になった。給料も、日本人には六割加算されるなど格差があったが、朝鮮人職員の給与は朝鮮においては高給であったため、希望者は多かったという（一九八五年七月十九日・聞き取り）。
(14) 文定昌『朝鮮農村團體史』（評論社、一九四二年）、一六五―一六七頁。
(15) 『朝鮮金融組合聯合會十年史』（朝鮮金融組合聯合會、一九四四年）〔これ以後『連合会十年史』とする〕、十四頁。
(16) 同前、十八―十九頁。
(17) この点については高承済・前掲『植民地金融政策の史的展開』、一四一―一四三頁を参照のこと。
(18) 「地方金融組合規則」〈一九〇七年〉、（秋田豊・前掲書所収）、四四七頁。
(19) 「地方金融組合ニ關スル細條説明」〈一九〇七年〉、（秋田豊・同前書所収）、八三頁。
(20) 前掲・「地方金融組合令」、四四五頁。
(21) 秋田豊・前掲書、四六九―四七三頁。
(22) 同前、二二四―二二六頁。
(23) 同前、八二頁。
(24) 「地方金融組合設立ニ關スル件」〈一九〇七年〉（秋田豊・同前書所収）、一二二頁。
(25) 秋田豊・同前書、一二三―一二五頁。
(26) 拙稿・前掲「満州国の農村金融政策と中国農民の対応」、五五頁。
(27) 拙稿・前掲「『満州国』の合作社政策」、四九―五〇頁。

三、農村組織化政策の進展

1、農村振興運動と金融組合

朝鮮農民は高率の小作料に喘ぎ多額の借金をかかえ、農村は窮乏の一途をたどっていた。金融組合はこれに対する救済策として講じられた政策であった。しかし、その利用は地主や上層の農民に偏り、下層の農民の救済までには至らないのが現状であった。[1] そのうえ、一九二〇年代から一九三〇年代前半にかけて世界的な不況に見舞われ、三〇年前後の朝鮮農村は危機的様相を示していた。この当時は日本でも農業恐慌が深刻化し、朝鮮農村もそのあおりを受けることになった。一九二〇年代に開始された「産米増殖計画」は三〇年を境として転換を迫られることになった。[2] 農村の疲弊が急迫しつつある一九三一年七月、陸軍大将宇垣一成が朝鮮総督として赴任した。朝鮮農村の窮乏は宇垣の眼にも余る状況であった。赴任から三ヶ月後、宇垣は日記に次のように書いている。

「稼ぐに追付く貧乏なしとの諺あれども、朝鮮では貧乏が追掛け来りて浮ぶ瀬なき境遇にあるものが頗る多い。夫れは借金の為めである。現時鮮民の窮乏を脱するの道は借金を為さぬ事、ある借金は之を返すの方法を講ずるにある」[3]（一九三一年九月八日）

宇垣が主導して立案したといわれる農村振興運動は、[4]「春窮退治・借金退治・借金予防」を「更生三目標」と掲げ、朝鮮農村の窮状を救済することをめざすものであった。一九三二年に入ると、総督府内で機構の改革が行われ、農村を対象とする一切の事務を扱う農林局が新設された。宇垣は六月の知事会議で、総督として知事に農村振興運動を話している。十月には、総督府内に農村振興委員会がつくられ、農村振興運動の中心となってさまざまな計画をたて、総督、政務総監の決裁を受けて地方に通達することになった。これにともない地方でも、道、郡島、面邑の三つのレベルで委員会がつくられた。続いて十一月に宇垣総督の「声明書」により農村振興運動が開始されることになった。翌三三年三月には「農家経済更生計画要項」が発布され不足食糧の充実、現金収支の均衡、負債の根絶の三点が当面

の経済更生の目標として提出された。さらに四月には、一九三三年度第一次農家更生計画が始まった。

こうして開始された農村振興運動において、金融組合はその担い手として重要な役割を期待されるに至った。農村において広くかつ組織的な基盤を持つ金融組合を、農村振興運動の実際の担い手に利用することが考えられたのは当然のことであった。一九三三年十月六日の金融組合全国大会では農村振興運動に積極的に参加し協力することが決議された。また、道、郡、邑、面などのレベルの地方の農村振興委員会は、金融組合の理事と警察官、学校長という顔ぶれで構成された。特に、「目下朝鮮に於ては舊債整理のため金融組合は大車輪」[5]とされた負債の整理を中心として金融組合は農村振興運動に参画していったのである。

この農村振興運動の方法で注目すべき点は、更生指導部落の単位が、邑や面などの行政村ではなくその下の自然村＝部落におかれたことである。更生指導部落とは、指定された更生指導農家が何戸かある部落をいうのであるが、当初、一邑面に一ヶ所一部落を選んで試験的に活動が行われた。指導農家が部落内に更生農村振興会をつくり、部落全体の人が客員として入ることになった。こうして指導部落全体が農村振興会という団体となり、この会長には部落の区長がついた。指導部落は邑面によって指導され、邑面の書記が邑面の農村振興委員会の中心となった。委員会の会長には面長がなった。邑面の委員会の仕事はその上の機関の郡農村委員会が指示し、郡には道農村委員会が、道には総督府委員会がそれぞれ仕事を指導するというしくみになっていた。[6]このように、農村振興運動は運動の基盤を自然村におく一方、面レベルから行政機構にリンクして監督が行われるようにされていたのである。

ところで、このような中で金融組合自体はどのようになっていったか。ここで、一九二〇年代後半から三〇年代前半にかけての金融組合の機構的変遷について簡単にふれておく。一九二九年の第三次金融組合令改正において、金融組合は従来行ってきた共同購入、委託販売などの付帯業務をやめ、「金融業務に主力を向けしむる」[7]ことになった。すでに一九一〇年代後半頃から購買・販売事業の兼営に失敗して破産する金融機関が続出したため、次第に「銀行の

他業兼営不可論」がおこっていたが、産米増殖運動の行きづまりと経済的不況の中で、赤字組合を多く出していた金融組合も、ここでこれを法令化したのである。ところが、この改正法令に反し、金融組合は恐慌下の農村の窮迫を救い、貸付金の確保と利払いの資金源の培養のために、「指導金融」と称し販売・購買事業に再び手をだすようになっていった。[8] 他方、それまで都市組合において民選を認めていた理事について、都市、村落の別なくすべて官選とされることになり、また、朝鮮総督府の認可を受けて、理事の代理機関として副理事を組合の支所などにおくことができるようになった。そして、一九三三年の第五次金融組合令改正において、各道金融組合連合会、金融組合中央金庫課、朝鮮金融組合協会が合併され、朝鮮の金融組合にとって唯一の全体的中央機関である朝鮮金融組合連合会が発足するに至った。この連合会は、前三者がそれまで扱ってきた全朝鮮の金融組合の中央連絡業務を一括してとり扱うものであった。以上のように、一九二〇年代後半から三〇年代前半にかけて金融組合は、法的には一時的に付帯業務を削減され「純金融機関化」したものの実際の活動においてはその復活がなされた。また、機構的に中央統制体制が一層整備・強化されたのであった。

2、組合増養計画と殖産契の設置

農村振興運動の開始によって金融組合は政治的に重要な役割を果たすことになったが、一面では、一九二〇年代から三〇年代にかけて多くの金融組合が経営難に陥ったことと相まって、金融組合に対する非難が増長されることになった。以前から、金融組合は庶民金融をめざして出発したにもかかわらず利用が地主などの富裕な農民に偏りがちであるという非難が聞かれたが、農村振興が一大事業となってからは、これがますますあらわになった。そのうえ、法的に兼業が廃止され、金融組合が農家指導業務を廃止してしまってどうやって農村の救済ができるのかという声も高まった。[9] このような状況を打開し農村振興運動の推進にも対応するために、組合内で一九二〇年代後半頃から、貨幣

経済が浸透しつつある小農階級を標的にして全農家を組合運動に組み入れ運動を拡大する必要があるという声が起きてきた。こうして、いわゆる「全農家包容運動」とか「組合降下運動」とかいわれる運動が始まったのである。

早くも一九二九年の第一回金融組合大会において、総督府の意向を代弁するものとして組合員三割包容方針が可決された。一九三二年頃からは、五割増容を新目標として樹立することが提案されるようになった。翌三三年に朝鮮金融組合連合会が設立されると、連合会も増容方針を強調し、同年末には第一次金融組合増容五ヵ年計画が樹立された。これは、一九三三年から三七年までの五年間に総世帯の五割を包容する計画であった。さらに、一九三八年五月の連合会支部長協議会において、一九四二年までの五年間に農家世帯数の八割包容を目標とする第二次組合員増容計画が決定された。[10]

この「降下運動」を推進するにあたって最大の懸案となったのが貧農をどのように組み入れてゆくかということである。貧農の大半は個人では組合加入金も支払えないような状態にあった。かりに強引に加入させたとしても、担保力のない彼らに組合を利用させるということは貸付金の回収難が予想され、組合としては相当の危険も覚悟しなければならないことになる。そこで考え出されたのが、これらの貧農達をまとめて団体として組織し、これに法人資格を与えて、この団体を金融組合に加入させるという方法であった。すでに降下運動が始まる以前から農村指導や購買事業を行う際、個々の組合でその目的に合わせた「契」を組織させ、効果をあげているということが報告されていた。[11]こうした前例をふまえて、金融組合による農村掌握の推進のために積極的に組合区域内にいくつもの団体を結成させ、これを「金融組合細胞組織」[12]とすることが提案されはじめた。このような動きに応ずる形で一九三〇年に発足したのが「相互連帯保証契」である。これは、資産のない階層の者を五～十名程度の団体に組織させ、この団体に対して金融組合が資金貸付できるようにしたもので、契員は借用証に対し相互に責任をもち相互に監視しあう組織であった。相互連帯保証契は農村振興運動下で育成され、一九三三年に正式に発足する「殖産契」へと再組織化されてゆくのである。[13]

殖産契の前身になったもうひとつの組織は「準殖産契」である。三〇年代に入る前から各金融組合により農村の振興を目的として、「養牛殖産契」、「相愛契」、「殖牛契」、「協同組合」などの名称で種々の部落指導が試みられていたが、ここに至って、農村組織化の方法としてこれらの準殖産契が注目をあびだした。[14] 相互連帯保証契が個人を組織する団体であるのに対し、準殖産契は部落単位で組織された。したがって、金融組合員以外の農民も組織し、金融組合の指導のもとに主として購買・販売事業やその他の共同・共済事業を行うものであった。[15] このように、金融組合の指導のもとに貧農を団体として組織し金融組合の下部機構を充実させることで、農村の組織化が図られたのである。

一九三五年は農村振興運動の一つの画期とみなされる。宇垣総督は十ヵ年計画をたて運動を全部落に及ぼすという方針を指示した。農村振興委員会ではこれをうけてこの年の始めに十ヵ年計画拡充計画を作成、三五年から四七年のあいだに七万四八〇〇余りにのぼる朝鮮の全部落を指定農村とし、窮乏農家のすべてに更生計画を実施することになった。これは、農村振興運動の量的拡充と同時に、これまでよりも一段と部落単位の指導を重視する方向を示すものであった。[16] いうまでもなく、拡充された農村振興運動下で金融組合の果たす役割はますます重要視されるようになっていった。特に部落レベルにおいては、郡島、邑面などの行政機構を中心として計画が遂行されるとなっていたものの、実際は、「指導上有利有数の地位にある金融組合、学校、警察其の他の積極的進出に依る協力が最も必要」であり、これらの機関が「郡守の統制下に於て夫々の分野に応じ各部落の指導に普遍的に協力すること」[17] が期待されたのである。

こうした動きに呼応するように、一九三五年八月に殖産契令が発布された。これは、農村振興運動が個々の農家より部落指導に重点がおかれることになったことから、従来部落指導にあたってきた準殖産契などの任意団体を法人化し、経済活動の主体としようとするものであった。この殖産契は、部落またはこれに準ずる地区内に居住する者によって組織され、「契員の隣保共助の精神に基いて契員の經濟の發達を企圖共同事業を營む」[18] ことを目的とし、生産物

の共同販売、農業用品並びに農家経済用品の共同購入、共同施設、産業の指導、共済事業などの諸活動をなすとされた。すなわち、殖産契という形で小農を一団とし、その団体に法人格を与えてこれを強制的に金融組合または産業組合に加入させることになったのである。

殖産契の設置は、金融組合による農村の組織化を考察する上で極めて重要な意味をもつ。第一に、金融組合の下部機構として殖産契が設置され、貧農層に部落単位の団体として金融組合に加入する道が開かれることになり、金融組合の降下運動が一段と進むことになった。第二に、これまで法的には金融組合の事業は信用事業に限られていたが、ここで再び購買・販売事業が組合運動の重要な要素としてとりあげられた。換言すれば、ここで金融組合は農村の金融面のみならず流通面にまで進出することが期待されるに至ったのである。第三に、農村振興運動の方向とも相まって、金融組合においても部落単位の指導が一層強化されるようになった。こうして、これ以後全鮮の主要部落で殖産契の設置が進められ、金融組合はこれによって活動を行うようになったのである。

(1) この点は波形昭一・前掲書が詳しく論じている。

(2) この点については、林炳潤・前掲書を参照のこと。「産米増殖計画」に関する代表的研究に堀和生「日本帝国主義の朝鮮における農業政策」（『日本史研究』一七一号、一九七六年）、河合和男『朝鮮における産米増殖計画』（未来社、一九八六年）がある。この他の研究成果については、河合和男・同前書、一四二―一四三頁を参照のこと。

(3) 宇垣一成『宇垣一成日記・2』（みすず書房、一九八〇年）、八一〇頁。

(4) 農村振興運動については山口盛講述『宇垣總督の農村振興運動』（財団法人友邦協会、一九六六年）、宮田節子「一九三〇年代日帝下朝鮮における『農村振興運動』の展開」（『歴史学研究』二九七号）、宮田節子「朝鮮における『農村振興運動』―一九三〇年代日本ファシズムの朝鮮における展開―」（『季刊現代史・2』、一九七三年）、富田晶子「準戦時下朝鮮の農村振興運動」（『歴史評論』第三七七号、一九八一年九月）などを参照のこと。

(5) 八尋生男「朝鮮に於ける農村振興運動について」（『文教の朝鮮』一九三三年四月号）、一〇六頁。

(6) 八尋生男「朝鮮における農村振興運動を語る」（『資料選集・朝鮮における農村振興運動』、財団法人友邦協会、一九八三

年)、十九頁。

(7) 前掲・『朝鮮金融組合の概況』、五頁。

(8) 文定昌・前掲書、二二三頁。

(9) 高承済・前掲『植民地金融政策の史的展開』、一五二頁。

(10) 『金融組合年鑑』(朝鮮金融組合聯合會、一九三九年)、三—五頁。

(11) たとえば、山内生「金融組合の降下運動と信用契」(『金融組合』第二二号、一九三〇年八月)では、咸南道の某組合で一九二七年秋から小農を組合に加入させる目的で組織されていた「信用契」の例が述べられている。

(12) 牟田利彦「どうしたら安全に降下運動の目的を達成し得るか—組合人の工夫研鑽を望む—」(『金融組合』第二〇号、一九三〇年六月)、三頁。このような表現は、この後もたびたび見られる。

(13) 秋定嘉和・前掲論文、一一四—一一五頁。

(14) 『朝鮮金融組合の現勢』(朝鮮金融組合聯合會、一九三七年)、六四—六五頁。たとえば「新春座談會・各道施設アンデパンダン」(『金融組合』第四〇号、一九三二年二月)、三八—三九頁では、平北道や全南道で一九三一年頃から相互連帯保証契よりも部落単位の保証契を造らせようとしていたことが語られている。

(15) 秋定嘉和・前掲論文、一一五頁。

(16) 富田晶子・前掲論文、八〇頁。

(17) 「農山漁村振興運動に関する農林局長演説要旨」〈一九三五年〉(前掲・『資料選集・朝鮮における農村振興運動』)、二五一頁。

(18) 『連合会十年史』、十一頁。

四、経済統制下の金融組合

殖産契の設置は、末端の農村にまで中央の統制機構が整備されるようになることを意味した。殖産契令発布後、朝鮮金融組合連合会は殖産契の事業を扱う機関を整える必要があると判断し、一九三六年四月には連合会内に事業部を

新設した。これは、殖産契設置を推進した西崎鶴司らの示唆によるものである。西崎は、連合会は「全鮮の殖産契を一手に引受けて統制して行くことが必要」と語っており、そのためにも事業運営の機構を充実させることを提唱したのである。それによると、殖産契は組合の事業運営機構としては連合会の末端組織であり、金融組合は殖産契と連合会の中間で斡旋の労をとる。しかし、信用事業における貸借関係では金融組合が直接の債権者になる。[1] 特に、殖産契の主たる事業であった共同購入・共同販売については、政務総監通達により、連合会が金融組合の会員に、それぞれが関与する事業について統制させることと指示された。[2] このようにして、殖産契により末端の農村を部落単位で組織化し、これを上からの統制に組み込んでゆくことがすすめられたのである。

一九三六年八月、宇垣にかわって南次郎陸軍大将が新総督に就任した。南総督は就任後の道会議において、農村振興運動について宇垣の方針を変更しないことを表明した。しかしながら、緊迫化しつつある当時の情勢にあって農村振興運動は、「國防を完成する爲の生産力の増強」に資するため、「更に強化擴充」することとされた。[3] 一九三七年七月の日華事変の勃発以降朝鮮は「兵站基地」として急速に戦時動員体制化してゆく。八月に臨時資金調整法が公布され、金融組合もこの戦時予算の調達のための統制経済体制に組み込まれてゆくことになった。十月には朝鮮資金自治調整団に、金融組合も参加することになった。一九三七年から三八年にかけて、金融組合の各系統機関がそれぞれ国民精神動員の該当地区連盟に加入し「特設防護団」が結成された。[4]

このような戦時体制下において金融組合に特に要求された役割は、①生産力の拡充、②国民貯蓄の造成、③集荷配給の合理化、の三大事項であった。第一の生産力の拡充については、従来通り低利の農業資金の貸付を通じて農家経済を指導する役目を果たすことで、戦時体制下の「當局の生産増強諸施策に順應」し、「不急思惑的資金の放出抑制」[5]に努めることとされた。このため、農家経済の安定の基本として自作農の創出が計られる一方、殖産契を一層拡充させて部落単位の指導を徹底することが叫ばれた。金融組合は殖産契を増設し契員を増加させることで「全戸加入・全

家指導」体制の整備を推し進めたのである。金融組合連合会は、一九三八年から一九四二年の五ヵ年で全朝鮮の主要部落に全面的に殖産契を設置する「殖産契五ヵ年設置計画」を打ち出した。一九四〇年には国民総力運動が開始され、これによって農村振興運動が解消されることになった。こうして創出された国民総力連盟の下部組織として、朝鮮全土に国民総力部落連盟が結成された。ここで、部落単位の生産拡充計画が樹立され、殖産契は部落連盟と一体になって部落共同事業の完遂のために協力することが期待されるようになった。たとえば、部落生産拡充計画中の主要食糧である米や麦の増産に関係する部落共同施設に助成金が交付されることになったが、その際その部落に殖産契が設置されている場合はこれが殖産契に交付されることになった。[6] 一九四一年六月末の段階で、五五〇〇二の部落連盟のうち約六五%の三五六四七が、[7] 翌四二年では、六五〇八〇の部落連盟中約八七%の五六五九五が殖産契に包含されていることからも、殖産契と国民総力部落連盟との一体化がいかに強力に推し進められたかがわかる。[8] 部落単位の生産拡充政策は殖産契を実行機関として遂行されるようになった、といっても過言ではない。

第二の国民貯蓄の造成に関しても、明確な政策目標が打ち出された。すなわち、一九三八年に、国民貯蓄造成運動が開始する。ここで、年度ごとの貯蓄総額の目標が設定され、「中央地方ヲ通ジ統一アル組織ノ下ニ全鮮ニ亙リ一大國民運動トシテ」[9] 貯蓄の奨励が行われることになった。そして、都市においては官公署や会社、町会、銀行など、農村においては農村振興会や共励組合などの既存の団体を利用して貯蓄組合を結成することとされた。さらに、銀行や金融組合などの一般の金融機関も集金制度を拡充し、貯蓄の吸収に努力することと通達されたのである。[10] 金融組合はこの国民貯蓄造成運動において、「主要なる擔當機關として當局の施策に順應し凡有ゆる努力を盡」[11] すこととされた。こうした早急な貯蓄目標額を達成するために、いわゆる「天引貯蓄」が実行されるようになった。これは、「所得ヲ其ノ根源ニ於テ天引シ貯蓄ニ向ケシムル」[12] 政策で、棒給給料、賃金、賞与、配当、利子、地代、家賃、売上金、ならびに各種の臨時収入に至るまで、「天引」して貯蓄させるものであった。農村においては、籾の共同販売や検査など

の機会をとらえてここで天引きして貯蓄させることとされた。この農村における天引貯蓄推進の担い手として、農村に広く基盤をもつ金融組合が期待されたのは当然であろう。金融組合は政府が主導する籾の共同販売に参加しその代金支払を担当した。また他の各種生産物代金支払にもこれを拡張し、天引貯金の普及・強化に一役買ったのである。[13]

一九四一年十一月国民貯蓄組合制度が発表されると、金融組合はその結成と指導にあたった。

第三の集荷配給の合理化という面でも、殖産契を一層拡充させ、これにより「全鮮各部落が朝金聯を中心として全鮮的に統合し集荷配給のルート網を形成する」[14]ことが図られた。総督府は一九四〇米穀年度[15]の食糧計画をたてた際、輸入出米に対する措置として米の過剰道に出荷の割当をした、翌一九四一米穀年度からは単に輸入出米ばかりでなく、朝鮮内の消費についても配給に必要な米を各道に割当て供出させることにした。供出は、総督府より道に、道は郡に、郡は面に、面は各部落に、部落は各農家に、それぞれ供出数量の割当をさせるという上からの統制体制がしかれた。[16]これにともない一九四一年五月の金連支部協議会で、農業生産資材等の配給及び農産物の集荷供出を殖産契によって一挙に行ってゆく方針が打ち出された。このため、殖産契の倉庫の拡充がなされることになり、総督府から助成金の付与と連合会の自己資金による低利融資が開始された。また、米の集荷供出を促進するため米穀奨励金が、一九四一年から生産者に交付された。その際、小作米については地主が小作に立て替え支払うことになっていたが、資金的余裕をもたない中小地主に対しては、金融組合がこれを立て替えることになった。また、米穀買受人に対し、連合会がその買受代金を立て替える販売資金立替制が一層拡充されることになり、集荷供出を促進した。[17]

戦時情勢が急迫をつげるにつれ、殖産契の役割として、この集荷が重視されるようになり、各地で殖産契単位の共同出荷が行われるようになった。[18]一九四三年に集荷配給の統制機関として各道に糧穀株式会社が設立されると、金融組合はその買上代金の立て替え払も代行した。一九四三年八月に朝鮮食糧管理令が交付され、食糧の集荷と配給について一層強権的な上からの政治的統制が加えられることになった。十月には朝鮮食糧営団が設立され、これが農民か

ら政府に米麦を売却する委託をうけるという形で、強制的に米穀を供出させることになった。この時営団が政府の立て替え払を行うのであるが、これを金融組合が代行した。[19]

以上のように金融組合は、総督府の上からの政治力による統制体制の最末端機関と化していった。特に殖産契は、部落レベルの経済統制の実践の中心的機関となっていったのである。

(1) 山根穂「第一回産業組合理事會議に就いて」(『金融組合』第一〇八号、一九三七年九月)、二七頁。
(2) 『連合会十年史』、一〇七頁。
(3) 「道會議に於ける南總督訓示要旨」〈一九三七年四月二〇日〉(『朝鮮』第二六四号、一九三七年五月)、五—六頁。
(4) 朴福來編・前掲書、九一頁。
(5) 『連合会十年史』、六八頁。
(6) 同前、五九—六〇頁。
(7) 『金融組合年鑑・2602』(朝鮮金融組合聯合會、一九四二年)、九四頁。
(8) 『連合会十年史』、六四頁。
(9) 「貯蓄奬勵ニ關スル件」〈政務總監通達・一九三八年五月二一日〉(朝鮮金融組合聯合會調査課編『國民貯蓄造成運動に關する資料・一』、朝鮮金融組合聯合會、一九四〇年)、一九頁。
(10) 同前、二〇頁。
(11) 『連合会十年史』、六六頁。
(12) 「貯蓄奬勵ニ關スル件」〈政務總監通達・一九四〇年五月十五日〉(前掲・『國民貯蓄造成運動に關する資料・一』)、二七頁。
(13) 『連合会十年史』、六六頁、朴福來編・前掲書、九二頁。
(14) 『農村産業の開發上から見た集荷配給問題』(朝鮮金融組合聯合會、一九三八年)、八頁。
(15) 米の収穫期をもとにしてたてた年度で、十一月から翌年十月まで。
(16) 石塚峻『朝鮮における米穀政策の変遷』(財団法人友邦協会、一九八三年)、五〇頁。
(17) 前掲・『金融組合年鑑・2602』、一一三—一一四頁。
(18) たとえば、土屋博作「朝鮮に於ける統制糧穀の共同販賣」(『金融組合』第一六二号、一九四二年四月)、野村一雄「殖産

契再検討」（『金融組合』第一六五号、一九四二年七月）などは、殖産契単位の集荷供出を一層行ってゆくべきであるという立場に立っているし、下脇光夫「籾の供出を現地に観る―殖産契を中心に―」（『金融組合』第一七一号、一九四三年二月）では、京畿道楊州金融組合の事例が報告されている。

(19) 石塚峻・前掲書、四八―四九頁。

五、朝鮮社会の対応

金融組合が、総督府の推進する農村振興運動下で部落レベルの農村組織化に重要な役割を担ったこと、続く国民総力運動下では総力運動と一体化し戦時体制の最末端機関として活動するようになったことが指摘された。本章では、こうした政策の結果、金融組合が実際にどの程度朝鮮農村内に浸透し、政策的効果をあげていたのか、その要因は何かを考察する。

第1表によれば一九三〇年代に組合員数は急速に増加してゆく。世帯数に対する包容率は、一九四〇年代前半では都市金融組合が二〇％前後であるのに対し、村落金融組合は五〇～六〇％となっており農家世帯の方がはるかに多く、農村部で金融組合による組織化が進んでいたことがわかる。殖産契には金融組合の組合員でない者も包容されており、契員数は第2表に見るように膨大である。従って、非組合員の契員まで含めた農村組織化率はさらに上昇する。一九四〇年度末の段階で、非組合員の殖産契員の概数は二二万七六九〇人とされ[1]、これを個人組合員に加えた場合金融組合の組織率は五四・八七％、農村組織率は六〇％程度にはねあがる。その後の強力な殖産契増容計画により、解放時には一〇〇％近くにまで農村組織化が進んだという[2]。

金融組合による朝鮮社会の組織化がかなりすすんだということは、政策の実績を見ても明らかである。第3表で示されるように金融組合の貯蓄額は驚異的に伸びている。そのほとんどは預金者が随時動かせるわけではない貯蓄性預

金（定期預金）であり朝鮮社会が戦時下の資金動員体制に動員されていったことがわかる。朝鮮における国民貯蓄造成運動はその目標達成率からすると日本内地の実績を上回り、中でも金融組合の貯蓄目標達成率はおおかた一〇〇％を上回った（第4表）。一九四一年における国民貯蓄組合の貯蓄総額中、金融組合指導下の貯蓄額は四〇％にのぼったという。[3] こうした驚異的な実績は、金融組合がいかに朝鮮社会に浸透し、「天引貯蓄」をも含めた強制的な資金動員を推進していたかを物語っている。一九四二米穀年度の米買上代金中一四％の七五七九万一一九五円が天引貯蓄され

第1表　金融組合組合員の包容率

年度末	組合員数ⓐ	総世帯数ⓑ	ⓐ／ⓑ	農家世帯数ⓒ	ⓐ／ⓒ
1929	586,325	3,661,118	16.01	—	—
1933	1,003,648	3,859,789	26.00	—	—
1934	1,178,538	3,925,541	30.02	—	—
1935	1,363,417	4,016,834	33.94	—	—
1936	1,560,162	4,062,960	38.40	3,059,503	50.99
1937	1,633,513	4,217,214	38.73	3,058,755	53.40
1938	1,722,502	4,217,214	40.84	3,058,755	56.31
1939	1,965,288	—	—	—	—
1940	2,145,190	4,324,700	49.60		
	*2,055,193		—	3,712,688	55.36
1941	2,312,436	4,386,558	52.72		
	*2,226,310		—	3,784,289	58.83
1942	2,470,137	4,535,082	54.47		
	*2,372,337			3,855,810	61.53

（出所）　前掲・『金融組合年鑑』（1939年），pp. 4～5，『金融組合統計年報・昭和十七年度』（朝鮮金融組合聯合會，1944年），p. 15 より作成。
（注）　＊は村落金融組合の個人組合員数と殖産契数の合計値，その上は都市金融組合員数を加えたもの。農村における普及度については，＊の方がより適確に表わされている。

第2表　金融組合連合会と殖産契の購売・販売事業
（単位：千円）

年度別	金連幹旋金組購販事業		殖産契事業			
	購買高	販売高	契数	契員数	購買高	販売高
				千名		
1935	3,472	—	143	5	—	—
1936	9,578	664	1,345	55	692	472
1937	9,822	11,374	3,978	156	2,313	4,821
1938	14,654	41,335	8,022	305	5,365	13,554
1939	20,421	29,649	17,450	670	11,745	8,782
1940	22,666	120,505	26,579	1,121	13,344	48,233
1941	17,796	450,467	40,008	1,904	16,461	63,722
1942	16,753	471,211	47,083	2,492	18,915	92,528
1943	19,119	605,318	48,327	2,794	36,187	427,799
1944	17,185	544,215	48,838	3,023	14,152	149,194
1945	49,435	43,424	33,862	1,988	47,824	131,497

（出所）　朴福來編・前掲書，p.97。
（注）　殖産契の事業年度は毎年7月1日から翌年6月末日まで。

第3表　金融組合の貯蓄実績
（単位：千円）

年度末	貯蓄性預金	総預金
1936	157,540	162,355
1937	173,677	179,515
1938	221,909	229,036
1939	295,842	308,614
1940	420,553	432,142
1941	569,391	586,241
1942	735,208	753,931
1943	1,104,146	1,146,007
1944	1,700,937	1,751,876
1945	?	1,968,474

（出所）朴福來編・前掲書，p.92。
（注）貯蓄性預金は当座預金を控除したもの。

ている。[4] ここで注目すべきは、米の天引貯蓄が各道各年度一律に一四％なされ他の農林水産物についても四～一〇％なされていたということで、[5] これは為政者の側が朝鮮農村の流通機構を徹底的に掌握していたことを示すものと考えられる。

このことは集荷供出の実績からも明らかである、集荷についても殖産契を中心として強力に行われていたが、第2表によれば殖産契と金融組合連合会斡旋の購買・販売事業は三〇年代から四〇年代にかけて急増している。そのうちでも、農家に対し生活必需品を斡旋する購買事業よりも、農家から農産物を買いあげる販売事業の伸長が著しい。金融組合の事業が集荷供出に偏っていたことがわかる、第5表に示されているように一九四〇年代には朝鮮の米の総生産量に対する供出量は年々上昇している。こうして供出させられた米は、朝鮮の物産中最大の貿易品として日本内地に移出された。[6] しかし太平洋戦争勃発後は朝鮮内の需給状況が急速に悪化していった。戦時中に朝鮮食糧営団理事となり米穀政策を推進した石塚峻氏の推算によると戦争末期の米の需給状況は第6表のようであった。

以上の事実を概観するとき、金融組合による朝鮮農村の掌握・統制はかなりすすんでいたと判断してよいであろう。その結果は、同時期に同様の政策を遂行していた満洲国合作社とは対照的である。合作社の場合、一九三〇年代から四〇年代にかけて数だけは多く設立したものの、政策のめざす中国農民の動員には失敗した。このことは、戦時体制下の統制もれという形で最も顕著に表れた。満洲国政府が強力な政治力を行使して農産物の出荷統制にあたったものの、出荷成績は振るわず、闇で大量の糧穀が物価が騰貴している華北へ流れていった。[7] 日本による在来農村社会の掌握は満洲国ではなしえなかった。このような相違を分析するためには、政策の内容を再検討するとともに、在来社会

第4表　組合貯蓄造成率比較　（単位：100円）

年次	日本内地 全国 目標(a)	日本内地 全国 実績(b)	日本内地 b/a (%)	日本内地 産業組合 目標(c)	日本内地 産業組合 実績(d)	日本内地 d/a (%)	日本内地 d/c (%)	朝鮮 全朝鮮 目標(e)	朝鮮 全朝鮮 実績(f)	朝鮮 f/e (%)	朝鮮 金融組合 目標(g)	朝鮮 金融組合 実績(h)	朝鮮 h/e (%)	朝鮮 h/g (%)
1938	8,000	7,333	91.7	—	414	5.2	—	200	209	104.5	30	48	24.0	160
1939	10,000	10,202	102.0	700	963	9.6	138	288	390	135.4	60	74	25.7	123
1940	12,000	12,817	106.8	900	1,259	10.5	140	500	576	115.2	100	125	25.0	125
1941	17,000	16,026	94.3	1,500	1,507	8.9	100	600	755	125.8	120	149	24.8	124
1942	23,000	—	—	2,150	2,306	10.0	107	900	—	—	170	166	18.4	98
1943	27,000	—	—	2,700	—	—	—	1,200	—	—	210	—	—	—

（出所）朝鮮金融組合聯合會編『國民貯蓄造成運動に關する資料・三』（朝鮮金融組合聯合会，1942年），p.19，朝鮮金融組合聯合會編『國民貯蓄造成運動に關する資料・四』（朝鮮金融組合聯合會，1943年），p.98より作成。

第5表　1940年代の米穀供出量　（単位：千石）

年次	糧穀総生産高	米穀総生産高	同供出量・率	同輸出量・率	雑穀輸入量
1940	44,776	21,527	9,208(42.8%)	4,232(19.7%)	885
1941	46,121	24,885	11,255(45.2)	6,278(25.2)	233
1942	33,556	15,687	8,750(55.8)	1,303(8.3)	1,185
1943	36,775	18,718	11,957(63.9)	4,121(22.0)	2,057
1944	39,490	16,501	9,634(58.4)	1,756(10.6)	1,686

（出所）朴福來編・前掲書，p.90 より作成。

第6表　戦争末期の米穀の需給状況　（単位：石）

項目		1944米穀年度	1945米穀年度
供給／	生産高	18,719,000	16,606,000
用途／	政府買上げ	11,956,000	9,449,000
	農家の消費	6,763,000	7,151,000
買上米の処理／	日本への移出	2,736,529	1,487,000
	軍用米	1,384,000	500,000
	次年度への繰越	263,000	49,000
	朝鮮内への配給	7,572,471	7,413,000

（出所）石塚峻・前掲書，p.60。

の性格についても注目する必要があろう。

そこで、まず政策の内容を再検討する。満洲国合作社は朝鮮金融組合をモデルにして設立されたもので、両者の性格や政策内容はきわめて似通っている。一九三三年の朝鮮金融組合法を一九三四年設立当初の金融合作社法と比較するとその内容にはほとんど違いがない。[8] 双方とも強力な中央統制が加えられ、設立初期には利用が上層の農民に偏った。無論、朝鮮と満洲国では「植民地」としての歴史が全く異なる。一九三〇年代の朝鮮はすでに日韓併合以降二〇年の歴史を経ていたのに対し、満洲国の歴史は一九三二年に始まる。そのうえ、満洲国は形式上は「独立国」であったのだから、もともと植民地としての統制は朝鮮の方がより強力に露骨に加えられていたことは想像に難くない。

特に農村組織化という面で金融組合と合作社の政策を見た場合、設立区域に対する考え方に違いが見られる。すでに第二章で指摘したように朝鮮金融組合は設立に際し、一律に行政区域を単位とするのではなく、経済交通や慣習を考慮することが通達されている。満洲国合作社の場合は、基本的には一県一合作社という広大な区域に合作社設立がなされ、しかも完全な行経一致方針がとられ行政区域に従って設立がなされた。すなわち、朝鮮金融組合の方が在来社会の特色や慣習を考慮しそれに対して柔軟な対応をとったといえよう。このような方針は一九三〇年代の農村振興運動の基盤が行政村＝面ではなくその下の自然村＝洞に置かれたことによって一層徹底された。そしてこうした金融組合の農村組織化方法で最も象徴的なものが殖産契の設置である。殖産契は在来の慣習である契が朝鮮社会に果たしている役割の大きさに注目して「農山漁村の振興の爲にはこれを善用するに如かず」[9] という立場から契慣習を利用しようとした政策であった、洞単位で結成される契が多いことから金融組合の指導体系の単位も洞＝部落単位で行うことが最も効果的であろうと指摘され、平均四〇戸程度の洞を一団とした殖産契による部落指導が提唱されている。[10] すなわち、満洲国合作社が短期間に政策の普及をはかるあまりやみくもに上からの政治力により行政区域にしたがって農村を組織化しようとしたのに対し、朝鮮金融組合は在来朝鮮社会の慣習を考慮し徐々に農村内へ浸透してゆき、こ

れを徹底的に利用する形で農村の組織化をはかっていったのである。[11]

これと関連して、政策の対象となった在来社会の性格の相違も分析しなければならない。先の政策と関連して考察する場合、まず朝鮮の村落と中国の村落の性格の相違に注目すべきであろう。朝鮮では自然村（部落）である洞里が農民にとっての実質的な自治単位となっている。部落は農民の生活圏であり自治的単位であると同時に経済的にも自給自足的性格がきわめて強い。国や道などの上層の行政単位からの「温情的」政策は全く期待できなかったがゆえに、警備・行政・教育・土木・経済・宗教などの諸般にわたり、洞を単位とする契が発達した。[12] 契にはいろいろな種類がありその大きさも目的も多様である。必ずしもすべての契が洞を単位とするわけではないし、その社会的影響も一様ではない。しかし、部落が洞契という形で相互扶助的自治単位を構成していたことは、朝鮮農村の性格を考察する上で重要である。中国農村も農民の生活の場は「屯」と呼ばれる自然村（部落）にあった。しかし、この屯を単位とする凝集の契機は通常は稀薄である。屯が数個から十数個集ってその上の行政村を構成しているが、これは国家権力の側の便宜的区分であり、農民の社会生活とは乖離したものであった。市場圏はやはり十数個程の自然村を包括する規模があるが、行政村とは一致しない。中国農村について農民の生活圏や外部社会に対して閉鎖性を示す単位を市場圏にまで拡大する考えが出てきたことは、[13] 自然村である屯の凝集の契機が稀薄であることを示すものでもある。こうした中国社会の構造が、満洲国が推進した行経一致にもとづく農村組織化政策とは全く相入れないものであったことはすでに分析した。

朝鮮農村においても、商取引が市場（いちば）でもなされた。市場圏は部落より拡がる。しかし朝鮮においては部落の自給自足的性格が強いため、市場圏を農民の生活圏の単位として評価することはできない。一九二〇年代において、人口一人当たりの年間の市場取引高は、一人当たり生産物の価格総額の十％に満たない。[14] また解放後の調査によれば、物資の売買や資金の融通は、必ずしも市場（いちば）で行われるわけではなく、むしろ部落内で行われることが多い。[15] 一般に農民は

部落に対して一定の帰属意識を持つが、市場圏に対してはこうした意識は抱かない。[16] 朝鮮社会では部落がこのような閉鎖性をもち、部落を越えた何らかの社会的凝集の契機は稀薄であった。[17] 部落を越えて一定の社会的役割を果たすような社会的構成単位（たとえば階級やギルドなど）の形成はなされなかったのである。[18] 以上のような性格をもつ朝鮮農村に対し、総督府や金融組合が行った部落を単位とする農村組織化政策は効果的であったろう。中でも殖産契による部落単位の動員政策は朝鮮農村社会の特徴を完璧に利用した政策だったといえよう。中国社会と比べて朝鮮社会は部落単位の閉鎖性が強く、部落を越えた社会的凝集の契機に欠け、それゆえ部落を丸ごと中央に動員する上からの政策に対して脆弱な対応をとっていったのではないだろうか。

当時の朝鮮社会と満洲社会の違いを考える際さらに考慮すべきことは、在来社会における流通機構の発達の違いである。満洲の場合、大豆を中心とする商品作物の栽培が行われ、一九世紀末頃から日本やヨーロッパなどの国際市場に直結する形で流通機構の発達が見られた。在来の資本もある程度発達し、地主と商人を兼ねた、当時の言葉でいう「土着資本」が在来中国社会の流通機構を支配していた。[19] 満洲国の合作社政策は、この土着資本を排除しようとして失敗したのである。朝鮮の場合は、満洲や台湾のように国際市場に直結して商業的農業が展開し、地主と商人を兼ねた土着資本が活動するという形にはならなかった。[20] もともと朝鮮社会においては商業も商業的農業も、発達が微弱であった。流通機構も未発達で、農民は市場で生産物を商品化し、市場と市場の間を行商人が往来するという状態であった。商取引が市場においてなされ、常設的な店舗が発達しないということは農民の購買力が店舗が必要なほど発達しなかったということである。[21] 換言すれば、商品経済の発達が未熟であったことを示すものであろう。市場取引高が生産高に比してきわめて少なかったということは前述のとおりである。このように在来の資本や流通機構が未発達な社会は、上からの流通統制政策に対して抵抗するすべを持たず、脆弱な対応をとるであろう。事実、日本は朝鮮社会に政治的面のみならず、流通面までも侵入することができたのである。

併合以降、朝鮮を食糧基地とみなし、米の生産に農業のモノカルチュア化を進めてきた日本は、流通面までも押えていた。一九二〇年代を通じて百町歩以上の大地主には日本人地主が増加し、逆に朝鮮人地主は減少している。注目すべき点は、朝鮮人地主は一部の例外をのぞきその大部分が、農民から徴収した小作料を籾のまま販売する地主専業者であった。朝鮮人地主は、農家の庭先で主として日本人米穀商に籾を売った。これに対し、日本人地主は、米穀商・籾搗工場・精米工場・貿易商を兼ねていた。特に、日本に移出する米穀商の大部分は日本人貿易商であった。[22] すなわち、米を商品化し貿易を行う過程はほとんど完全に日本人に掌握されていたのである。国際市場に連結する形で発達した在来の流通機構を土着資本が支配していた満洲に対し、在来の流通機構の発達が未熟で、農産物の商品化過程を日本人におさえられていた朝鮮では、日本による上からの統制政策の結果が異るのは当然であろう。この点にも、日本の統制政策に対して朝鮮社会の対応がきわめて脆弱とならざるをえなかった原因が見出せるのである。

以上の他に若干補足するならば、いうまでもなく朝鮮は半島であり、満洲は中国の辺境である。広大で関内中国社会と続いている満洲社会よりも狭い半島社会である朝鮮社会の方が統制が行き届き易いことが想像される。先に指摘した満洲国で集荷統制をのがれた糧穀が闇で大量に華北に流されていたという事実は、日本が掌握しきれなかった中国社会内部での満洲と関内との連続性を示唆している。これに比べて朝鮮は基本的な地理的条件という面でも上からの統制に弱い条件を備えていたといえるのではないだろうか。

(1) 前掲・『金融組合年鑑・2602』、三四—三五頁。
(2) 金森襄作・前掲論文、三九〇頁。
(3) 「金融組合指導下に於ける國民貯蓄組合調」(『金融組合調査彙報』、一九四二年八月)、十三頁。
(4) 朝鮮金融組合聯合會編『國民貯蓄造成運動に關する資料・四』(朝鮮金融組合聯合會、一九四三年)、五五—五六頁。
(5) 同前、五七—五九頁。
(6) 石塚峻・前掲書、六〇頁。

(7) 拙稿・前掲『「満州国」の合作社政策』を参照のこと。

(8) 満洲国合作社設立時には、朝鮮から多数の金融組合員が指導に行った。

(9) 西崎鶴司「殖産契制度の基調—附法令上の主要事項に就いて—」〈一九三五年九月二十日、全鮮金融組合理事協議会における講演速記〉（『金融組合』第八七号、一九三五年十二月）、二九頁。

(10) 松下角治「金融組合に於ける組合員の指導体系と部落の強化」（『金融組合』第九八号、一九三六年十一月）、三四頁。

(11) 金融組合の理事であった朴東奎氏のことばによれば、朝鮮在来の契が直接金融組合と関係をもっていたわけではないが、朝鮮の一般民衆が金融組合に「早く慣れた」のは契の慣習があったためであるという（一九八三年七月・聞き取り）。

(12) 猪谷善一『朝鮮經濟史』（大鐙閣、一九二八年）、二六—二七頁、善生永助「朝鮮における契の普及」（『朝鮮学報』第七輯、一九五五年三月）、二四—二五頁。

(13) こうした考えをとるものに、Skinner, G. William, "Marketing and Social Structure in Rural China," *The Journal of Asian Studies*, Vol. 24-1, Nob./1964（今井清一・中村哲夫・原田良雄訳『中国農村の市場・社会構造』、法律文化社、一九七九年）、スキナーの影響を受けたと思われる河地重蔵『毛沢東と現代中国』（ミネルヴァ書房、一九七二年）、古島和雄『中国近代社会史研究』（研文出版、一九八二年）、などがある。また拙稿・前掲「『満州国』の合作社政策」、五四—五六頁を併せて参照のこと。

(14) 『朝鮮の市場経済』（朝鮮總督府、一九二九年）、二四八—二四九頁。

(15) 一九六九年八月における蔚州郡内の農漁村十部落の調査の結果によれば、日用品購入の際、部落内に商業センターがある地域は全世帯の七〇～九五%が部落内で購入し、ない地域では一〇～三〇%が部落内で購入する。生産物の販売の際は、部落内に商業センターがある地域では約三〇～七〇%が部落内で販売し、ない地域では一〇～三〇%が部落内で販売する。さらに、資金を部落内で融通する世帯は全世帯の約八一・五%にものぼる（金吉平『農村地域開發에 關한 研究』〈高麗大學校教育大學院碩士論文〉、一九七一年、三二—三三頁）。

(16) 崔在錫・前掲書、六八頁、七九—八〇頁（邦訳、三四頁、四四頁）。ただし、崔氏は行政村である面について、設立後五〇年を経ていることから、自然村への転換を認めている。したがって、ここでいう自然村とは主として面が想定されていると思われる。

(17) Henderson, Gregory, *Korea: The Politics of the Vortex*, Harvard University Press, Cambridge, Mass., 1968, p. 50.（鈴

太沙雄・大橋喬重訳『朝鮮の政治社会』、サイマル出版会、一九七三年、四〇頁）では、「農民は原子化するには分散しすぎており、自己認識も、凝集化も、村落形体以上のものを出なかった。この傾向は朝鮮では、村落を統合しようとする封建的な力がなかったため、いっそう強められた。」としている。

(18) *Ibid.*, p. 4. ヘンダーソンは本書の随所でこのことを指摘している。

(19) 拙稿・前掲「『満州国』の合作社政策」、四八頁。

(20) この点について、朝鮮と満洲・台湾を比較し機械的な「買弁抜き」論を批判したものに、大谷正「日本帝国主義植民地支配の特質についての覚書―『買弁抜き』論批判―」（『歴史科学』〈大阪歴史科学協議会機関誌〉第六〇号、一九七六年十月）がある。

(21) 梁會水『韓國農村의 村落構造』（高麗大學校出版部、一九六七年）、五一七頁。

(22) 林炳潤・前掲書、二五一―二五三頁。

六、結　語

朝鮮金融組合は、日本が食糧基地として期待する朝鮮に対し、その農村を建て直し、掌握するために設立された。このため、中央の厳しい監督・統制が加えられることになった。一九三〇年代以降、金融組合は総督府が遂行した農村振興運動とそれに続く国民総力運動の実行機関として戦時体制に組み込まれていった。統制経済の実績から見ても、金融組合政策による朝鮮農村の掌握はかなり進んでいたといえる。これはやはり三〇年代に満洲国で遂行された合作社政策が中国農村の掌握に失敗したのとはきわめて対照的である。

金融組合と合作社のこの違いの原因は、上からの政策と在来社会の特徴の中に求められよう。政策の内容を検討した場合、両者は非常に似通っているが、農村組織化の方針に違いが見られる。すなわち、金融組合は在来社会の特色や慣習を考慮してこれを利用する方向で朝鮮農村を組織化していったのに対し、合作社は在来社会を排除する方向で

合作社の普及を図った。

一方、在来社会の構造にも違いが見られる。金融組合が動員を図った朝鮮の部落は自給自足的性格が濃く閉鎖的であった。逆に見れば朝鮮社会は、部落を越えた社会的凝集の契機がきわめて薄い。さらに、朝鮮では、満洲のように国際市場と直結した商品経済の発達は見られず、在来の資本や流通機構の発達が微弱であった。こうしたところが、土着資本が在来の流通機構を支配していた満洲と全く異なった。これらのいずれの特徴も、朝鮮社会が満洲社会に比して、上からの統制・組織化政策に対し脆弱であった原因を示唆している。すなわち、朝鮮において日本が行った金融組合政策は、元来上からの動員に弱い性格を持った在来朝鮮社会に対し、朝鮮社会の特徴を利用する形で行われた政策であった。それゆえ、朝鮮社会の対応は脆弱であった。このような点は他の植民地と比べた場合、朝鮮における日本の統治の特徴を物語るものであろう。

〔付記〕本稿の執筆にあたり、清水福民、朴東奎両氏をはじめ、多くの元金融組合関係者にお話をうかがった。また、資料収集につき、金永善、朴信映、李柱益、鐸木昌之、太田寿美子、倉田秀也、その他の方々がご助力下さった。さらに、アジア経済研究所の桜井浩、東京経済大学の村上勝彦両先生には、草稿を読んでいただき、貴重なコメントをいただいた。記して深く感謝申しあげるとともに、本稿の出版を見ることなく逝去された朴東奎氏（元韓国財務長官）のご冥福を祈る。